

東京工業大学すずかけ台キャンパス学内保育所運営業務公募 審査基準

(1) 書類審査

提出書類の審査により、ヒアリング審査を実施する応募者を選定し、結果をメールで通知する。(通知時に、ヒアリングを実施する応募者には、ヒアリング日時を連絡する。)

(2) 書類審査基準

評価項目	評価事項	配点 (最大)	
保育所運営 について (課題提案)	1. 保育内容	10点	50点
	2. 職員配置 (在園児の増減への対応)	15点	
	3. 給食等の提供	5点	
	4. 保健・医療体制、環境・安全管理	10点	
	5. 委託費提案の妥当性	10点	
6. ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する取り組み		7点	

ヒアリング審査を実施する応募者を最大4社程度選定する。

(3) ヒアリング審査

応募者からのプレゼンテーション (15分) 及び「保育所運営提案書」記載内容並びに本学学内保育所運営業務に対する理解についての質疑応答を行い、提出書類とヒアリングの内容を併せて総合的に評価を行う。

◆プレゼンテーション項目

1. 自社の事業内容：事業の安定性・継続性
2. 自社の理念・体制：事業を行う上で特に留意していることなど
3. 保育士等職員の育成について、どのようなプログラムを設けているかなど
4. 在園児の増減に対する職員配置の対応、および、委託費の算出根拠

(4) ヒアリング審査基準

評価項目	評価事項	配点	
事業者について	1. 事業者の理念・事業内容・運営内容	10点	35点
	2. 事業体制	10点	
	3. 保育士の育成	15点	
保育所運営について (課題提案)	1. 保育内容	10点	50点
	2. 職員配置 (在園児の増減への対応)	15点	
	3. 給食等の提供	5点	
	4. 保健・医療体制、環境・安全管理	10点	
	5. 委託費提案の妥当性	10点	
総合点	本学学内保育所運営業務に対する理解度	15点	15点

(5) (2) 書類審査及びヒアリング審査の基準評価・選定方法

それぞれの審査において、各委員が下記評価点により各項目の評価を行う。

評価内容	評価点		
	5点配点項目	10点配点項目	15点配点項目
極めて優れている	5	10	15
優れている	4	8	12
やや優れている	3	6	9
普通	2	4	6
やや劣っている	1	2	3
極めて劣っている	0	0	0

- ・ 募業者毎の評価点の合計を算出し、書類審査では評価点が高い応募者から数社にヒアリングし、ヒアリング審査時の最も評価点が高い応募者を運営委託業者として選定する。
- ・ 各委員の評価のうち、各評価項目において「やや劣っている」、「極めて劣っている」の評価がひとつでもあった場合は、運営委託業者として選定することができない。

ただし、書類審査評価項目6「ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する取組み」に係る評価基準は。以下の認定等も考慮の上、各委員が評価を行う。なお、内閣府男女共同参画局長の認定等相当確認を受けている外国法人については、相当する各認定等に準じて評価する。

○女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）に基づく認定

（えるぼし認定企業・プラチナえるぼし認定企業）等

- ・ プラチナえるぼし（※1）＝2.5点
- ・ えるぼし3段階目（※2）＝2点
- ・ えるぼし2段階目（※2）＝1.5点
- ・ えるぼし1段階目（※2）＝1点
- ・ 行動計画（※3）＝0.5点

○次世代育成支援対策推進法（次世代法）に基づく認定

（くるみん認定企業・トライくるみん認定・プラチナ認定企業）

- ・ プラチナくるみん（※4）＝2.5点
- ・ くるみん（令和4年4月1日以降の基準）（※5）＝1.5点
- ・ くるみん（平成29年4月1日～令和4年3月31日までの基準）（※6）＝1.5点
- ・ トライくるみん（※7）＝1.5点
- ・ くるみん（平成29年3月31日までの基準）（※8）＝1点

○青少年の雇用の促進等に関する法律（若者雇用促進法）に基づく認定

・ ユースエール認定＝2点

○上記に該当する認定等を有しない＝0点

- ※1 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法第24号）による改正後の女性活躍推進法第12条の規定に基づく認定
- ※2 女性活躍推進法第9条の規定に基づく認定。なお、労働時間等の働き方に係る基準は満たすことが必要
- ※3 常時雇用する労働者の数が100人以下の事業主に限る（計画期間が満了していない行動計画を策定している場合のみ）
- ※4 次世代法第15条の2の規定に基づく認定
- ※5 次世代法第13条の規定に基づく認定のうち、次世代育成支援対策推進法施行規則の一部を改正する省令（令和3年厚生労働省令第185号。以下「令和3年改正省令」という。）による改正後の次世代育成支援対策推進法施行規則（以下「新施行規則」という。）第4条第1項第1号及び第2号の規定に基づく認定
- ※6 次世代法第13条の規定に基づく認定のうち、令和3年改正省令による改正前の次世代育成支援対策推進法施行規則第4条又は令和3年改正省令附則第2条第2項の規定に基づく認定（ただし、※10の認定を除く。）
- ※7 次世代法第13条の規定に基づく認定のうち、新施行規則第4条第1項第3号及び第4号の規定に基づく認定
- ※8 次世代法第13条の規定に基づく認定のうち、次世代育成支援対策推進法施行規則等の一部を改正する省令（平成29年厚生労働省令第31号。以下「平成29年改正省令」という。）による改正前の次世代育成支援対策推進法施行規則第4条又は平成29年改正省令附則第2条第3項の規定に基づく認定